

競輪事業特別会計 予算説明資料

(公営事業部)

資 料 名	担当課	頁
小田原競輪場スタンド解体撤去事業費について	事業課	1
入場者数・車券発売金・一般会計繰出金の推移		2

小田原競輪場スタンド解体撤去事業費について

1 事業概要

令和6年10月から令和7年9月までの1年間で、老朽化し、今後使用する見込みのない第3・第8スタンド及び第4・第9スタンドの解体撤去を行う。

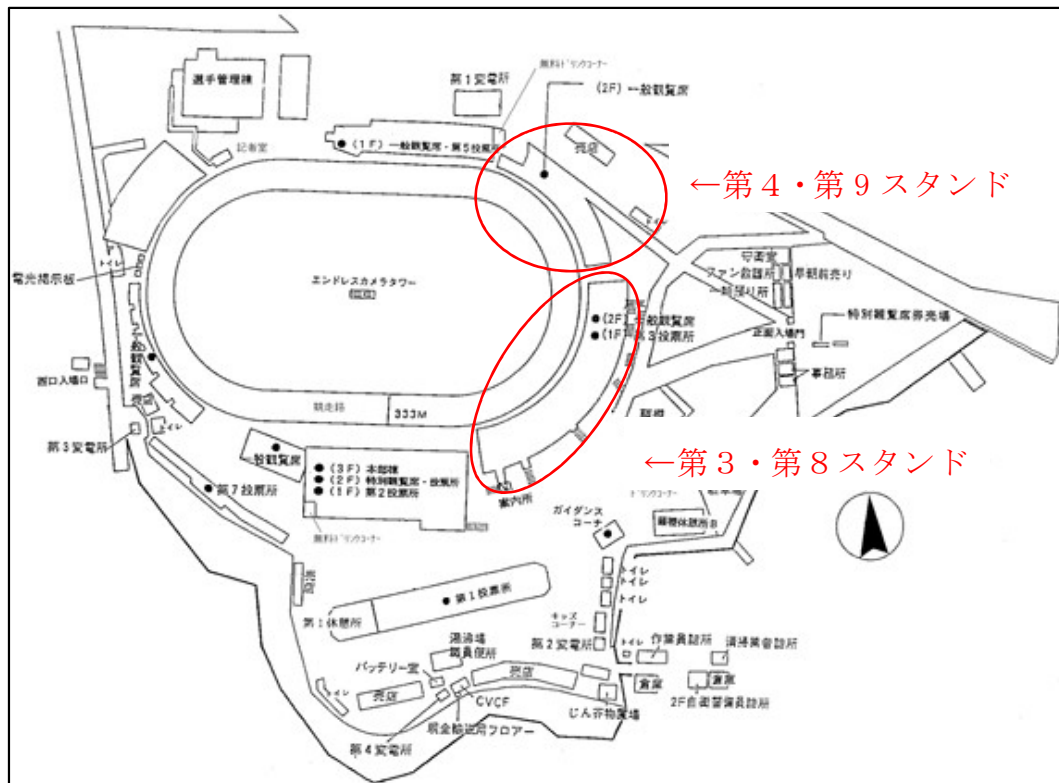
2 予算額

令和6～7年度継続事業継続費設定額 330,220千円

令和6年度 165,110千円

令和7年度 165,110千円

3 位置図



入場者数・車券発売金・一般会計繰出金の推移

年度	入場者数 (人)	車券発売金 (千円)	一般会計繰出金 (千円)
平成 26	105,912	13,024,476	100,000
27	102,063	11,717,578	100,000
28	92,030	14,993,261	100,000
29	81,763	10,845,409	80,000
30	76,677	11,094,631	50,000
令和 元	63,918	12,430,415	50,000
2	37,729	12,809,885	50,000
3	31,804	17,482,153	100,000
4	39,980	24,198,520	100,000
5(見込)	36,300	32,610,000	150,000
6(予算)	22,000 (有料入場者数)	25,500,000	150,000

※車券発売金は千円未満切捨て

開設時(昭和24年度)から令和5年度末(見込)までの繰出金合計	88,667,809 千円
---------------------------------	---------------

小田原城天守閣事業特別会計 予算説明資料

(経 済 部)

資 料 名	担当課	頁
小田原城天守閣・歴史見聞館・常盤木門 入場者・入場料実績	小田原城 総合管理事務所	1

小田原城天守閣・歴史見聞館・常盤木門 入場者・入場料実績

単位:人

区分 月	天守閣			歴史見聞館			常盤木門		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	27,982	44,034	50,996	4,482	7,704	8,556	6,739	12,456	15,209
5月	30,356	47,722	55,118	4,474	8,181	8,015	8,940	14,299	19,184
6月	18,437	35,521	39,713	2,561	5,138	5,641	5,315	9,845	11,760
7月	20,131	30,338	38,119	4,522	6,486	8,318	6,684	9,101	12,167
8月	28,844	50,464	53,048	7,955	13,280	14,181	10,337	15,639	16,374
9月	19,894	35,114	41,050	3,778	6,938	6,793	6,132	9,758	10,999
10月	30,392	50,994	56,245	5,844	8,633	8,438	8,699	13,136	14,000
11月	48,287	48,296	57,847	7,866	7,718	8,531	12,699	12,257	14,965
12月	40,925	37,862	43,116	7,238	7,261	7,348	11,458	10,264	11,846
1月	32,248	40,186	42,124	6,613	7,598	7,349	8,474	11,167	10,680
2月	25,654	41,043		4,709	6,860		7,391	11,405	
3月	51,356	62,627		8,428	10,282		14,216	16,607	
合計	374,506	524,201	1月末 477,376	68,470	96,079	1月末 83,170	107,084	145,934	1月末 137,184
1日平均 (各年度1月末時点)	979	1,383	1,570	242	261	274	282	388	454
対前年比	113.5%	141.4%	113.5%	74.8%	107.8%	105.4%	114.7%	137.5%	117.1%
入場料 (千円) 千円未満四捨五入	148,145	213,848	1月末 196,506	12,961	17,787	1月末 15,424	14,332	20,096	1月末 19,254

※ 本表については、令和6年1月末時点の状況である。

【新型コロナウイルスの影響】

《歴史見聞館》

- ・令和3年4月5日から7月25日まで、土日祝のみオンライン事前予約制で開館。
- ・令和3年7月26日から10月10日まで、開館曜日の制限を行わないオンライン事前予約制で開館。

国民健康保険事業特別会計 予算説明資料

(福祉健康部)

資 料 名	担当課	頁
国民健康保険事業特別会計 被保険者数等の状況	保 険 課	1
SMS 催告送信システム利用料について		2

国民健康保険事業特別会計 被保険者数等の状況

区 分		年 度		年 度		年 度		年 度	
		令和4年度 当初予算		令和5年度 当初予算		令和5年度 当初賦課		令和6年度 当初予算(案)	
被 保 険 者 数 等	被 保 険 者 数	39,100 人	△0.26%	37,900 人	△3.07%	37,059 人	△5.61%	35,100 人	△7.39%
	第2号被保険者 数(介護)	12,500 人	△0.79%	12,100 人	△3.20%	12,041 人	△4.23%	11,600 人	△4.13%
	世 帯 数	25,900 世帯		25,500 世帯	△1.54%	25,335 世帯	△3.84%	24,000 世帯	△5.88%
歳 入 (1 人 当 た り)	保 険 料 (医療・支援分)	93,833 円	4.01%	101,394 円	8.06%	93,300 円		104,359 円	2.92%
	保 険 料 (介 護 分)	29,320 円	5.72%	25,936 円	△11.54%	28,922 円		26,418 円	1.86%
	繰 入 金	41,714 円	3.91%	47,622 円	14.16%			39,805 円	△16.41%
		32,635 円	△2.25%	32,978 円	1.05%			38,666 円	17.25%
歳 出 (1 人 当 た り)	保 険 給 付 費 等	527,373 円	1.49%	552,879 円	4.84%			582,797 円	5.41%

*右側の欄は、対前年度伸率

*繰入金の額は、職員給与費等繰入金を除いたもので、上段は繰入金全体の額を、下段は繰入金のうち一般会計繰入金の額を平均被保険者数で除したもの

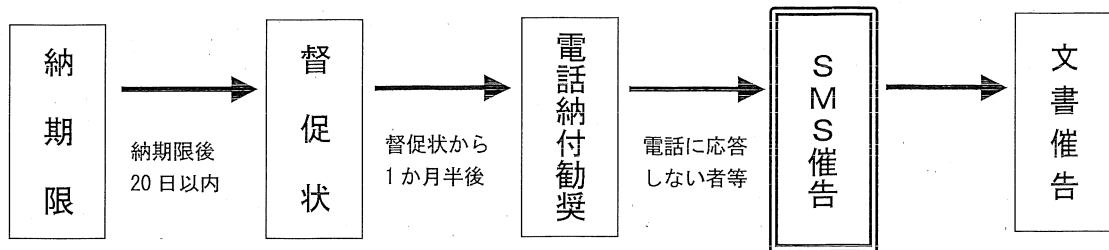
*保険給付費等には、保険給付費のほか国民健康保険事業費納付金を含む

SMS催告送信システム利用料について

1 目的

市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨に応答しない滞納者等に対し、携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）により、早期に国民健康保険料の未納があることを通知し、納付勧奨を行う。

2 事務の流れ



3 導入効果

- (1) 電話等による納付勧奨に応答しない対象者に対し、確実に未納の国民健康保険料の案内を通知できる。
- (2) 既に導入している他自治体では送付対象者から約2割の反応が得られたという実績があり、早期納付や納付相談を効率的に促すことができる。
- (3) 文書催告を送る前に納付を促すことができ、文書催告等に係る経費や労力の削減が期待できる。

介護保険事業特別会計 予算説明資料

(福祉健康部)

資 料 名	担当課	頁
介護保険料について	高齢介護課	1
高齢者成年後見制度利用支援事業（拡大分）について		3

介護保険料について

「第 9 期おだわら高齢者福祉介護計画」の計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間における保険給付費及び地域支援事業費に係る第 1 号被保険者負担分相当額を推計し、介護給付費等準備基金を取り崩すなどしたうえで、保険料収納必要額を算出し、3 年間の第 1 号被保険者数で除した額が、第 1 号被保険者の介護保険料基準額となる。

1 介護保険料の算出方法

A	給付費等総額		56,494,222 千円	3 年間の給付費等総額 B + C	
	B	保険給付に要する費用	53,932,080 千円		
	C	地域支援事業に要する費用	2,562,142 千円		
D	第 1 号被保険者負担分相当額		13,434,937 千円	3 年間の第 1 号被保険者の負担分相当額 E + F	
	E	保険給付費に係る負担分	12,833,740 千円		※ B × 約 23.8%
	F	地域支援事業費に係る負担分	601,197 千円		※ C × 約 23.8% (包括的支援事業及び任意事業分は C × 23.0%)
G	保険料収納必要額		12,904,937 千円	D - H - I	
	H	介護給付費等準備基金取崩額	380,000 千円		
	I	保険者機能強化推進交付金 介護保険保険者努力支援交付金	150,000 千円		
J	介護保険料基準額		71,880 円	G ÷ K ÷ L	
	K	予定保険料収納率	99.28 %		
	L	3 年間の第 1 号被保険者数	180,847 人		※各所得段階の実人数に、保険料基準額に対する負担割合を乗じて得た人数の和
M	介護保険料基準月額		5,990 円	J ÷ 12	

(参考) 第 8 期基準月額	5,060 円
(参考) 増減額 (第 9 期—第 8 期)	+930 円

2 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	保 険 料		
		料 率	年 額	月 額
第1段階	生活保護利用者 世帯全員が市町村民税非課税者で、 本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.455 (×0.285)	32,700円 (20,480円)	2,725円 (1,707円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下	×0.685 (×0.485)	49,230円 (34,860円)	4,103円 (2,905円)
第3段階	本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超 80万円超	×0.69 (×0.685)	49,590円 (49,230円)	4,133円 (4,103円)
第4段階	本人が市町村民税非課税 (世帯に課税者がいる)	×0.90	64,690円	5,391円
第5段階	本人の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超	×1.00 (基準額)	71,880円	5,990円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満	×1.20	86,250円	7,188円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が210万円未満	×1.30	93,440円	7,787円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が320万円未満	×1.50	107,820円	8,985円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が420万円未満	×1.70	122,190円	10,183円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が520万円未満	×1.90	136,570円	11,381円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が620万円未満	×2.10	150,940円	12,579円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が720万円未満	×2.30	165,320円	13,777円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が800万円未満	×2.40	172,510円	14,376円
第14段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円未満	×2.50	179,700円	14,975円
第15段階	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上	×2.60	186,880円	15,574円

※第1～3段階の()は、公費による軽減制度を反映させた後のもの

高齢者成年後見制度利用支援事業（拡大分）について

1 目的

認知症や知的障がい等により物事を判断する能力が十分でない方に代わり契約行為や財産管理を行う成年後見人等を選任するため、家庭裁判所に市が申立てを行うとともに、低所得者に対し、審判の申立てに係る費用及び成年後見人等への報酬の助成を行うことで、本人の財産、生命身体の安全を図る。

2 事業概要

(1) 助成対象者の拡大について

国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年（2022年）3月25日閣議決定）において、市町村長申立てに限定せず広く低所得者を助成対象者に含めることが明記された。小田原市成年後見制度利用促進審議会（令和5年（2023年）3月29日開催）からも同様に制度の拡充を求める提言があったことから、令和6年度から、市が申立てを行っていない者に対しても、助成の要件に該当する場合は審判請求に係る費用及び成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成する。

(2) 助成対象者について

申立費用及び報酬について、次のとおり対象を拡大する。

現 行	拡 大 後
市長申立てによる成年被後見人等であり、生活保護制度利用者又は費用の負担が困難と認められる者	申立人、成年被後見人等が生活保護制度利用者又は費用の負担が困難と認められる者（低所得者）

3 予算額（拡大分）

区 分	内 容	積 算 額
申立費用	切手代・手数料・診断書料・鑑定費用	66,770円×5件＝ 333,850円
報 酬	成年後見人等報酬助成費	216,000円×5件＝1,080,000円
	扶助費 合計	1,414千円（1,413,850円）

4 財 源

地域支援事業交付金（国38.5%・県19.25%）